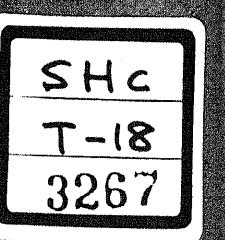


土木行政

第十八卷

田中
忠



昭和 40年 7月 15日

寄贈者 玉木寅彦

登録	昭和 40年 7月 19日
番号	第 3267 号
団体	土木学会
附属	土木図書館

土木行政

田中好著

東京

常磐書房版

目 次

第一章 道 路	1
第一節 總 論	1
第一目 道路の概念	1
第二目 道路法上の道路	3
第三目 私道	6
第四目 交通機關上に於ける道路の地位	10
第五目 道路法制の沿革	12
第六目 道路の附屬物	14
第七目 道路を構成する物件と私法との關係	20
第二節 道路の種類及等級	23
第一目 道路の種類	23
第二目 路線の認定	28
第三目 路線認定の效果	29
第四目 道路の等級	30
第五目 道路法の準用物	31
第三節 道路の管理	32
第一目 道路の理管機關	32
第二目 道路職員	36
第三目 道路又は沿道の區域の決定	37
第四目 道路の新設、改築	37
第五目 道路の構造	39
第六目 工事の執行	42
第七目 道路の維持修繕	49
第八目 道路工事執行に関する命令	51
第九目 他の工事の執行	53
第十目 橋錢、渡錢の徵收	54
第十一目 道路工事の許可承認	56

第十二目 道路の占用	61
第十三目 道路臺帳	70
第四節 道路に關する費用	71
第一目 總 説	71
第二目 國庫の負擔する場合	72
第三目 公共團體の負擔する場合	73
第四目 費用負擔の例外	76
第五目 道路費用負擔命令	77
第六目 他の工事に關する費用の負擔	84
第七目 義務履行に要する費用の負擔	85
第八目 道路負擔金及道路より生ずる收入の歸屬	86
第五節 道路の使用	88
第一目 總 説	88
第二目 道路の使用	91
第三目 道路の保全	92
第四目 交通の保全	93
第五目 道路又は沿道土地に於ける作爲不作爲の制限	95
第六目 自動車運輸	96
第六節 道路の爲にする公用負擔及公用制限	96
第七節 道路の供用廢止	99
第一目 道路の供用廢止	99
第二目 廃道敷地其の他物件の處分	100
第八節 道路行政の監督	102
第一目 管理者の監督権	102
第二目 上級廳の監督	106
第九節 訴願及訴訟	108
第一目 訴 願	108
第二目 行政訴訟	109
第十節 北海道に於ける道路	111
第二章 自動車道	113

第一節 總 論	113
第一目 自動車道に關する法制の沿革	113
第二目 自動車道の意義及種類	114
第三目 一般自動車道の將來	117
第四目 一般自動車道の交通機關上に於ける地位	119
第二節 自動車道事業の經營	120
第一目 自動車道事業の免許	120
第二目 工事の施行	122
第三目 事業の經營	123
第四目 自動車交通事業抵當	125
第三節 免許権の消滅	126
第四節 自動車道事業の監督	127
第五節 訴 願	128
第三章 軌 道	129
第一節 總 論	129
第一目 軌道法制の沿革	129
第二目 軌道の意義	130
第三目 軌道の種類	133
第二節 軌道の特許	134
第一目 總 説	134
第二目 特許申請の手續	135
第三目 特許の意義及性質	137
第四目 軌道特許権の内容	138
第三節 軌道工事の施行	143
第一目 總 説	143
第二目 軌道の建設	146
第三目 工事の施行	160
第四節 軌道の經營	164
第一目 總 説	164
第二目 軌道の運輸	172

第三目	軌道の運轉	180
第四目	軌道の信號	184
第五目	軌道の保安	185
第六目	軌道係員	186
第七目	軌道會計	187
第五節	軌道の抵當	190
第一目	總 説	190
第二目	軌道財團	190
第三目	軌道の抵當權	191
第四目	登 錄	195
第五目	抵當權の實行	195
第六節	軌道の買收及補償	197
第一目	總 説	197
第二目	買收物件の範圍	199
第三目	買收の手續	201
第四目	買收價額	201
第五目	損失の補償	204
第七節	軌道特許の消滅	205
第八節	軌道の監督	206
第一目	總 説	206
第二目	監督機關	207
第三目	監督作用	207
第九節	專用軌道	209
第四章	河 川	211
第一節	總 論	211
第一目	緒 言	211
第二目	河川ノ意義	212
第三目	河川區域	218
第四目	河川及其の敷地若は流水と私權との關係	222
第五目	河川法の領域	229
第二節	河川の管理	236

第一目	河川の管理機關	236
第二目	河川管理者の權限	239
第三節	河川の使用	249
第一目	河川の一般使用	249
第二目	河川の特別使用	252
第三目	河川法に關係なき河川の使用	258
第四目	河川の使用料及通航料	260
第四節	河川に關する費用	264
第一目	河川費用の範圍	264
第二目	費用負擔者	265
第三目	費用負擔命令	267
第四目	河川費用に關する公共團體の特權	270
第五目	他の工事に關する費用	271
第六目	河川より生ずる收入の歸屬	272
第五節	河川の爲にする公用徵收及公用制限	273
第一目	公用徵收	273
第二目	公用制限及負擔	276
第六節	廢川處分	278
第七節	強制手續	283
第八節	河川行政の監督	285
第九節	訴願及訴訟	287
第五章	港 灣	289
第一節	總 論	289
第一目	緒 言	289
第二目	港灣の意義	290
第三目	港灣の種類	292
第四目	交通機關上に於ける港灣の地位	293
第五目	港灣の法律上の地位	294
第六目	港灣の區域及附屬物	297
第二節	港灣の管理	300
第三節	港灣の費用	304

第四節 港灣の使用	306
第五節 港灣の公用廃止	308
第六節 港湾行政の監督	308
第六章 運河	309
第一節 総論	309
第一目 緒言	309
第二目 運河の意義	310
第二節 運河の免許及工事	311
第一目 運河の免許	311
第二目 運河の工事施行	312
第三節 運河の經營	313
第一目 運河經營権	313
第二目 運河經營の保護	315
第四節 運河の買收	317
第五節 運河の監督	318
第七章 水道	320
第一節 総論	320
第一目 緒言	320
第二目 水道の意義	321
第二節 水道の敷設	323
第一目 水道敷設の認可及許可	323
第二目 認可許可申請手續	325
第三目 工事に伴ふ特權	329
第四目 水道補助	330
第三節 水道の經營	331
第一目 水道の經營	331
第二目 給水の装置	332
第三目 給水	334
第四目 使用料	335

第四節 許可水道の買收	335
第五節 水道の監督	336
第八章 下水道	333
第一節 総論	338
第一目 緒言	338
第二目 下水道の意義及性質	338
第二節 下水道の築造	340
第一目 下水道の築造	340
第二目 委託下水道	343
第三節 下水道の管理	344
第四節 強制手續	346
第九章 公の水流水面	347
第一節 総論	347
第一目 緒言	347
第二目 海及湖	348
第三目 沼池及用悪水路	350
第二節 公有水面の埋立	351
第一目 緒言	351
第二目 埋立の免許手續	354
第三目 埋立免許権	359
第四目 埋立免許人の権利	360
第五目 埋立免許人の義務	366
第六目 埋立地に追隨する義務	374
第七目 國の爲す埋立	376
第八目 無顧埋立	377
第九目 埋立免許権の執行	378
第十目 監督及罰則	378
第十一目 訴願訴訟	381
第十章 砂防	382

第一節 総論	382
第一目 緒言	382
第二目 砂防法の目的と其の適用範囲	383
第二節 土地の制限	385
第三節 砂防設備	388
第四節 砂防に関する費用	394
第五節 監督及強制手續	398
第六節 訴願及訴訟	400
第十一章 土木事業に対する國家の助勢政策	401
第一節 総論	401
第二節 災害土木費に対する國庫補助	402
第三節 補助工事の干渉	405
第十二章 土地收用	408
第一節 総論	408
第一目 土地收用の基礎的觀念	408
第二目 土地收用の沿革	409
第三目 土地收用の意義	413
第四目 事業の適格	418
第五目 土地收用の當事者	429
第六目 土地收用の目的物	437
第七目 起業者の権利義務其の他土地收用法上の法律關係	448
第八目 期間の計算及送達	449
第二節 事業の準備	453
第三節 事業の認定	458
第四節 收用の手續	469
第一目 土地の確定	469
第二目 當事者の協議	475
第三目 土地收用裁決申請	483
第五節 收用審査會	490

第一目 收用審査會の構成	490
第二目 收用審査會の權限	492
第三目 裁決の手續	493
第六節 損失の補償	495
第一目 總説	495
第二目 土地物件の補償	498
第三目 残地の損失補償	500
第四目 移轉の補償	503
第五目 工事の費用	505
第六目 通常受くべき損失の補償	505
第七節 收用の效果	506
第一目 土地物件の引渡又は移轉	506
第二目 補償金の拂渡	507
第三目 権利の得喪	510
第四目 買受權	514
第八節 土地收用に対する救濟	517

附 錄

第一編 都市計畫	521
第一目 都市計畫法制確立の必要	521
第二目 都市計畫の意義	522
第三目 都市計畫區域の決定	524
第四目 都市計畫事業	525
第五目 都市計畫機關	525
第六目 都市計畫事業の執行	526
第七目 都市計畫上の費用及財源	530
第八目 都市計畫の爲にする制限	535
第九目 土地區劃整理	538
第十目 土地收用	540
第十一目 義務強制及行政救濟	547

第二編 電氣事業	549
第一節 緒言	549
第二節 電氣事業の意義	550
第三節 電氣事業法の領域	551
第四節 電氣事業の特許	552
第五節 工事施行権	554
第一目 総論	554
第二目 土地の使用	555
第三目 公共用地の使用	561
第四目 地中電氣工作物の變更	562
第六節 事業經營權	564
第一目 総論	564
第二目 電氣事業者の権利	565
第三目 電氣事業者の義務	566
第七節 電氣事業の監督	567
第八節 電氣事業の買收	569
第九節 罰則	570

—(目次終)—

第一章 道路

第一節 總論

第一目 道路の概念

廣く道路と言ふときは、公衆交通の用に供する土地の設備を指す。故に法律上に於ける道路の要件は、公衆交通の用に供する土地の設備が存在することゝ、何人かど之を道路としての用に供することの意思を表示することを、必要とするのである。

一 公衆交通の用に供する土地の設備なることを要する。即ち土地の設備なることを要するが故に、彼の水上に於ける航路の如き又は空路の如きものと區別され、土地の使用方法が公衆交通の用に供せらるゝことに依つて其の土地は道路と爲るのである。公衆交通の用に供するものなるが故に彼の通路とは又相異る。通路は土地を交通の用に供する點に於て道路と同一であるが、特定人の交通の用に供することに於て同一ではない。

我が民法に於ては或る土地が、他の土地に圍繞されて公路に通せざるときは、其の土地の所有者は公路に至る爲圍繞地を通行することを得べき所謂隣地通行権を認め、必要ある場合に於ては通行権者は通路を開設するの権利を有するものとした(民法第二百十條)。従つて夫れに依る通路通行権は袋地所有者と圍繞地所有者との關係に於て袋地所有者の爲に供せらるゝ土地であるから道路ではない。又公衆交通の用に供せらるゝ以上は、交通の目的の如何を問はず道路である。即ち森林經營の爲にする林道も亦道路である。又交通物體の如何を問はないのであるから、自動車のみの交通に供する道路も夫れが公衆の自動車交通に供せらるゝときは道路である。

二 土地を道路としての用に供する意思表示あることを要する。即ち道路は